

令和7年第2回農業委員会議事録

令和7年2月25日

長瀬町農業委員会

令和7年第2回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和7年2月25日
開催年月日 令和7年2月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 常木 真人
閉会時刻宣告者 14時 2分 事務局長 常木 真人
会 長 宮澤 史明 会長職務代理 齊藤喜久夫

○出席委員

農業委員

席次	氏 名	席次	氏 名
1	常木 三郎	11	野原 重信
2	林 春政	12	島田 暁
3	武井 哲夫	13	宮澤 史明
4	朽原 仁		
5	野原 隆男		
6	鈴木 智子		農地利用最適化推進委員
8	山口 俊司		第1区域 堀口 栄一
9	齊藤喜久夫		第2区域 坂上 健司
10	松本 高正		第3区域 須賀 勤

○欠席委員

7 井上ゆかり
第4区域 野口 稔

議事参与者 事務局長 常木 真人 主 任 小川 竜太
主 任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (3) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 今日の出席の皆さんがお集りなので、定刻より早いのですが、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和7年第2回農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長 皆さんこんにちは。お世話になります。

とにかく降らないですね。からからで、水稻、野菜が大変だと思います。来週雨マークがちらほら出ていますので、少し湿ってくればいいのですが、渴き切っていますので心配です。火の元や健康にも気をつけていただきたいなと思います。

次に、当初、3月4日に長瀬幼稚園のジャガイモの植付けを予定していたところなのですが、来週雨マークが入っていますので、小川さんのほうで調整していただいて日にちを変更するようなことになりそうです。つきましては、17日か21日で調整するということですので、両日都合がつく方はご協力いただけるとありがたいなと、後ほど小川さんのほうから詳しく説明があろうかと思います。

次に、これはご紹介だけさせていただきますけれども、農業委員会の秩父郡市協議会の視察研修会のうち会長と事務局長だけ出席するのが年1回ありまして、3月17日に群馬県甘楽町自然塾、それから富岡製糸所を私と事務局長で出席する予定ですので、ご了解だけよろしくお願いいたします。

本日の議題につきましては2つですけれども、慎重審議をよろしくお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に欠席の届出が井上委員、野口委員よりありましたので、報告させていただきます。

◎議事録署名人の指名

○議長 次に、議事録署名人の指名を行います。

2番、林春政委員、4番、朽原仁委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に2番、林春政委員、4番、朽原仁委員を指名いたします。

◎農地法第3条の規定による許可申請1件について

○議長 議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1件について、議題とします。

農地法第3条、番号1、———氏所有の農地を———氏が農地として取得するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

○事務局 議案第1号 農地法第3条について説明いたします。

譲受人住所・氏名、———さん、譲渡人住所・氏名、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、———、地目はともに畑、面積は261平米、46平米の2筆で、合計307平米です。

権利の内容は、売買による所有権移転となります。こちらの畑につきましては、隣接する西側にある空き家と空き農地を合わせて購入する予定ということです。

下のページに案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、五区内、長瀬第一小学校の国道側にある歩道橋から東に約200メートルの場所です。

次に、申請者の状況ですが、現在所有、借入れしている農地はありませんが、農業を経験したということです。

農業従事者は本人、妻のお2人です。

年間農業従事日数は本人50日、妻180日ということです。

次に、資金計画は、宅地と農地の購入費——となり、資金調達方法は自己資金となります。

次に、計画の内容ですが、今回取得する農地は、利用状況は休耕中となっております。

次に、作付計画ですが、作付品目はトマト、ナス、サツマイモ、大根、ネギで、作付の時期につきましては空き家のリフォーム後になるとは言っていたのですが、令和7年5月ごろを予定しているということです。

次に、農地の状況ですが、農地の区分は中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

そのほかは県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域にあり、幹線25号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

4番、朽原仁委員の説明をお願いいたします。

○4番朽原 仁委員 朽原です。

2月21日に事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地確認に行ってきました。当日は譲受人の——さんも立会いをいたしました。

場所は事務局の説明があったとおりで、五区内にあり、第一小学校の歩道橋から東へ約200メートルのところにある畑です。あとここは空き地バンクに付随した農地です。

現地の状況ですが、整地されてあり、即農地として使える状態です。——さんの話では農家の出で、今でも少し奥さんと一緒に畑作業をしていたようです。家庭菜園として使うにはちょうどよい広さの畑です。特に問題ないと思います。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 朽原仁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当区域推進委員、堀口栄一委員の説明をお願いします。

○堀口栄一委員 堀口です。

2月21日、農業委員の朽原さん、それから事務局の小川さんとあと譲受人の——さんと現地確認を行いました。

今回の件は、——さんが空き家を購入するというので、その空き家に付随する畑というものです。現在、この空き家と畑が隣接しておりまして、周りのフェンスもみんな両方囲われていまして、フェンスの中にある畑、庭畑といった感じでしょうか、そんな感じで立ち会ってまいりました。

それから、ここの場所は、先ほど話がありましたようによく耕されておりまして、日当たりもよし、本当に住宅の庭畑的な感じで、家庭菜園をするということで問題は特にないと思われまます。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

——さんのご家族は分かりますか。

○事務局 ご家族は奥さん、今千葉県鴨川市にお住まいということで、奥さんのほうでそちらの自宅については今売りに出している状態、そこの売りに出している自宅の周辺で1,000平米と言ったと思うんですけども、果樹だったりいろんな耕作をしている。千葉に在住ということで、動物のキョンというのですか、キョンの被害がひどく、今やっているところですとあと猿の被害で、今育てているのですごく苦勞しているんですという話があります。ご家族は——さん本人と奥さんのお2人です。

○議長 2人で、高齢なのですか。

○事務局 今奥さんが73歳、ご主人が65歳です。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 そこはやめちゃうのか。

○事務局 そうです、千葉のほうはやめられる、もともと秩父の高篠にお住まいだったということです。それから1回千葉のほうに出て、また戻ってくるような形です。

○議長 ——さんと——さんは何か関係があるのですか。

○事務局 関係性は、——さんは空き家バンクに登録をかけた、今回取得する農地についてはもともとは——さんがカーポートの宅地で利用していた。空き家バンクに掲載するに当たっ

て畑の状態に復元しなくてはならないということで復元をして、宅地と畑に分かれている。

○議長 ——さんは空き家バンクで知った。

○事務局 そうということです。空き家バンクで空き家を見つけて、その隣にある畑もという。

○議長 ではちょうどよかった。

○事務局 ——さん自身も高篠の土地を空き家バンクに載せて売られたみたいなので、売って、買った。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、農業委員会として許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がございましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可することに決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条、番号1、——氏所有の農地を、——
——氏が「複合キャンプ施設」へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条について説明いたします。

譲受人住所・氏名、——

——さん、譲渡人住所・氏名、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字——

——、地目は——番が田、ほかは全て畑となります。面積は上から277、545、287、142、102、532、241平米の合計7筆で2,126平米となります。

転用の目的は複合キャンプ施設となります。

権利の内容は賃借権の設定となります。下に案内図、公図がありますので、場所の確認を

お願いします。

場所は、大木小路区内、宝登山麓駐車場から東へ下り約100メートルにある場所です。

次に、申出の事由ですが、今回の申出地隣接地には昨年末にペットとともに利用できることを主目的としたキャンプ場をオープンしました。自動車で入場するオートキャンプサイトがメイン施設となっているため、安全上も犬が自由に走り回れる専用の施設を特に併設したく今回の申出に至ります。この事業は旧コスモシェア長瀬（公共プール）の跡地利用として長瀬町役場と共同的に計画を策定しています。事業に必要な施設として、ペット同伴ではない施設利用者のための公園としての区域・ウォーキングエリア、ペットの安全性とペット同士のトラブルを回避するためのフリーエリアのほかに、ビギナーズサイトの区分を設けたい。最低限の施設としては休憩所、水飲み場、大型犬の場合は最低ラインでも500平米以上確保したいところであったので理想的です。山の形状は、地形をできるだけ生かし、緑化を施し、来場者とペットには快適な空間を提供したいと考えています。ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、現況写真をご覧ください。

次に、資金計画ですが、土地賃借料は年間で全ての土地合わせて——を予定しています。建築費は——、そのほか予備費用として——となり、資金調達方法は全て自己資金となります。

次に、農地の状況ですが、区域の別はその他の区域となります。次に、農地の区分は中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。次に、その他は県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域内にあり、町道長瀬55号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

12番、島田暁委員の説明をお願いします。

○12番島田 暁委員 2月21日、事務局の小川さんと推進委員の堀口さんと現地調査に行ってきました。

場所は宝登山ロープウェイの駐車場の下、旧コスモシェア長瀬の跡地にできた——の隣接地になります。今回の申請はドッグラン施設の増設のための申請になります。また、——は、今回の申請の深谷市にある——による事業になります。

現況は、山林の斜面のような傾斜地に段々畑のように整地された農地になり、何年もの間

耕作されず、草や篠に覆われた荒地になっていたようですが、————さんにより除草されてきれいになっております。平地ではなく、起伏のある土地になります。この形状を生かして申請地内にある桜の木等も活用して緑化を施し、来場者とペットには快適な空間を提供したいそうです。

また、一番後ろの配置図を見てもらうと分かるのですが、南側と西側は————さんのドッグランと施設の場所になります。東側になりますけれども、東側は以前町の駐車場で、現在は————が駐車場として使っております。北側になりますけれども、北側は野土山になります。野土山と今回の申請地の間には道と沢が流れております。このことにより他に迷惑等をかけないとは思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 島田暁委員の説明が終わりました。

続きまして、担当推進委員堀口栄一委員の説明を求めます。

○堀口栄一委員 堀口です。

2月21日、農業委員の島田さん、それから、朽原さん、事務局の小川さんと現地確認を行いました。

先ほども話がありましたように日当たりのよい山あいの場所で、何年も田んぼ、畑として使用されていなかったところで、裏の写真にもありますけれども、草地になっておりました。

田畑は棚田状になって、そういった形をしておりまして、そこに桜がやはり二十数本植えられております。近隣に一般の住宅もありませんで、既にオートキャンプ場、あるいはドッグラン、こういった場所が昨年オープンされておりまして、これに公園等を利用するのに環境的には非常によい場所だと考えております。

以上です。

○議長 堀口栄一委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

齊藤委員。

○9番齊藤喜久夫委員 昨年末オープンしたキャンプ場については利用状況とか、まだ間近なので把握はされていないと思うのですが、どんな、施設的な部分でキャンプをするような時期でもないような感じがするのですが、利用状況等は把握していますか。

○事務局 そうですね、利用状況は一応オープンはしているのですが、うわさ程度にはなってしまうのですが、今関係者ですか、基本的にはまず身近なところで、まだ本格的に利用までには至っていないと思います。

○9番齊藤喜久夫委員 見学か。

宣伝とか、そういうのもあるでしょうから、まだ本当に昨年末だとすれば、時期的に1か月、2か月だから、そんなに利用、季節的な要因もあるでしょうから、ちょっと分からないでしょうけれども、非常にいいんじゃないですか。

○議長 ほかにございますか。

○須賀 勤委員 ちょっと聞きたいのですけれども、リバストーン工業株式会社ということなので、これは主体事業。

○事務局 主体事業は溶接業になりますね。溶接だったり、コーティング。

○事務局 半導体。

○事務局 そうですね、半導体だったり、そちらを主の事業としてやられているところで、その中のキャンプ事業というのですか。

○須賀 勤委員 事業者で入っているところは、資金的にどうなのかというところが。

○議長 これは当初計画から、長瀬町と共同でやっている、動いているところ。

○事務局 そうですね、当初計画から、農地以外の部分につきましても当初よりリバストーン工業と。

○須賀 勤委員 これだけどんどん投資していくということは。

○議長 そうですね、後からしぼんでくるところも懸念されるところだからね。

○須賀 勤委員 ありがとうございます。

○議長 ほかに質疑はございますか。

○11番野原重信委員 今のところの予定地の下のほうに住宅地があるんだけど、その人に何か説明会とか、そういうのはされたのでしょうか。

○12番島田 暁委員 すみません、私、いいですか。

○議長 関連だよね。

○12番島田 暁委員 大木小路区なので、これ去年のこれがオープンする前に住民に対して説明会があったんですね。それで説明の中では、下から上ってくる道が狭いのですれ違いできないんですよ。その施設に入ってくる従業員の方とか、お客様に対しては、できるだけこの道は通らないでくれという説明はしてもらっていると言っていました。

○事務局 あくまでも駐車場のほうから。

○9番齊藤喜久夫委員 グラウンドがあるじゃないですか。あそこのグラウンドというのはもう閉鎖されちゃっているんですか。

- 12番島田 暁委員 あのグラウンドはプールがなくなったときに大木小路区で町から借りて、子どもたちのソフトボールか何かをやっていたんですね。それももう生徒もいなくなっちゃったというので、今は————さんが借りているそうです。
- 9番齊藤喜久夫委員 あ、そうなんですか。
- 12番島田 暁委員 それであそこではお客様、宿泊者に対して、例えばキャンプファイヤーとか、そういうイベントみたいなことができればいいかなという形で……
- 9番齊藤喜久夫委員 ただで利用できなくなっちゃう。
- 12番島田 暁委員 それであとは結構薪が用意してありますね、下に。
- 事務局 あそこのちょっと上には蛍が。
- 12番島田 暁委員 蛍の、あそこはまだ少し残っています。あの蛍池ってありますよね。蛍池から下って、石垣を積んだ沢みたいになっているんですけども、あそこは申請地に入っていないみたいです。やっている人がいるかどうか分からないので、荒れていました。
- 9番齊藤喜久夫委員 あそこはロープウェイの駐車場にグラウンドのところからずっと道があるじゃないですか。あれは関係ないんでしょう。あそこは通れるんでしょう。
- 12番島田 暁委員 あそこは通れます。
- 9番齊藤喜久夫委員 通れますよね。
- 12番島田 暁委員 今回の申請地と道の間には沢が流れております。あの沢のところにはちゃんと境界ぐいがありましたね。
- 事務局 ありました。
- 9番齊藤喜久夫委員 では、あそこの道は利用はできるわけですね。
- 12番島田 暁委員 利用はできますけれども、すれ違いはできない。
- 9番齊藤喜久夫委員 すれ違いはできない、あ、分かりました。
- 議長 今野原さんが説明した当初の計画は島田さん、地域への説明はしているんでしょう。
- 12番島田 暁委員 そうですね、地域の人に関しては説明がありますからという形で、オープン前に全員というか、来たい人ではないかな、は集めて説明はしたと思います。
- 事務局 着工前にやって、オープンまで2回、たしかやっているはずです。
- 12番島田 暁委員 ああ、そうですね、町の人も。
- 事務局 そうです、町の企画財政課の職員がたしか行っていますね。
- 12番島田 暁委員 そうですね。
- 11番野原重信委員 環境、極端なことを言えば被告とか。

- 12番島田 暁委員 環境に対しては多分質問が何もなかったと思います。ただ、道が狭いので、通らないでほしいということだけ住民から言われていると言っていましたね。
- 11番野原重信委員 キャンプ場とかドッグランとか、いろいろ。
- 議長 ですね。特に沢が、小さな沢でしょうけれども、あるということなので、やはり環境もかなり問題になりそうな感じはいたしますけれども。
- 12番島田 暁委員 でも何か作っていましたよね、あそこは。
- 事務局 排水は結構下のほうで流していると思うので、あそこは上は流さなかった計画だったと思います。
- 事務局 排水自体を、キャンプ場から出た排水は。
- 事務局 できるだけ下流のほうからたしか排水すると、住民のほうから言われて、そこはたしか計画に配慮していると。
- 議長 そうですね、大勢利用すると下水部分はかなり心配でしょうから。それはちゃんとやるんでしょう。
- 5番野原隆男委員 プールの下だったから、水は大丈夫なんだよね。プールの跡地で、排水は。
- 事務局 下水槽はすごい下水槽を造って、すごいお金がかかっていると思います。
- 議長 何か蛍が守ればいような気がする。
- 5番野原隆男委員 そうなんだね。
- 12番島田 暁委員 今回は蛍のところは入ってないんですよね。
- 事務局 蛍のところは入ってないですね。
- 議長 入ってないのか。
- 12番島田 暁委員 はい。
- 事務局 —————側のほうもその蛍も何か利用価値ではないですけども、そちらも蛍のところを生かしてやっていきたいという話もあるそうなので。
- 9番齊藤喜久夫委員 町と共同でやっているということは地元の雇用とか、そういうのを考えて町は協力しているということで理解でいいですか。
- 事務局 活性化で、そうですね。地元の方が雇われたという話もちょっと聞いたので。
- 9番齊藤喜久夫委員 前のとき、職員がどうのこうのという話をしていたことがありましたよね。だから実際にこのところでどのくらいの従業員が必要なのかということも、そのうちの何人が地元雇用なのかということも、町が協力する以上は見返りが無いといけないのかなど。

○議長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 見ると畑にしては、写真的には……

○事務局 補足で、先ほど野原委員がちょっと懸念されていた環境の関係だったり、その他の調整につきましても各環境管理事務所だったり、道の関係は町の建設課だったり、他法令関係も今順調に話が進んでいると聞いておりますので、恐らく今現在で問題が出てないということなので、補足で。

○11番野原重信委員 役場が入っているのなら、大丈夫だ。

○議長 そうですね、当初計画から一緒にやっていたということなので、少し安心しました。

○須賀 勤委員 でも、新しい会社なので。

令和元年。

○議長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

○10番松本高正委員 いいですか。こういう物件で、申請できないというふうなことがあるとすれば、どんな内容になってくるんですか。例えば外資系が入ったり、あるいは今言った……

○議長 まず、業者ですよ、信憑性があるかと。

○10番松本高正委員 業種が違うのに、新しい産業に手を出してきているわけだから、よくカモフラージュで、どこかではないけれども、建ててから申請するとかという話はよく聞くけれども、こういう事業で、農業委員会ではここは駄目ですねというようなことになるような案件というのはどんな条件がくるのかなと、今まで私出てきて、全部賛成なので、反対は1件もないので。

○議長 一番は譲受人でしょう。その信憑性というか、信頼性というか、それこそ裏に中国が絡んでいたとか、気づいたら全部乗っ取られたという、そういう話でしょうから、譲受人の信頼性、そこは見ていただくところなんでしょうけれども。

○9番齊藤喜久夫委員 どっちかという社長さんの個人的な趣味の拡大みたいな話は前のときにされていたから、そういう可能性はありますよね、どうにでも転ぶ。

○須賀 勤委員 一番怖いのは、この人たち、潰れて、全部いのように使われるという、幾ら農業委員会が反対しても……

○議長 今松本さんが言った部分については、まさしく農業委員さんが不審に思ったら、賛成しなければ通りませんので。

○10番松本高正委員 文書だけ見ていると反対する材料がないから、さっきの資料を見ても、結構な企業で、それなりの資本金というはあるみたいだし。

○議長 そういう意味では事務局と窓口と、引受人の方、譲受人の方、対面でするしかない、危ないかどうかをね。一人ずつ面接しているわけではない。あとは農業委員さんが日頃の活動の中でうわさでも結構ですから、危ないよという情報が入ったら発表していただければよろしいかなと思います。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長 それでは、質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長 ありがとうございます。

全員の挙手がありましたので、ご異議ないものと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、3月の委員会日程でございます。3月の委員会は、25日火曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、3月25日火曜日、午後1時30分からといたします。

事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

○事務局 その他として、先月の4条1件の許可状況につきまして、五区内の自己用住宅だったんですけれども、こちらのほうはまだ許可にはなってないんですけれども、来週あたりには許可書のほうを用意できそうということで県のほうと調整が進んでいます。あとその他連絡事項につきましては、1回閉めてから、ご案内したいと思いますので、よろしく願います。

○議長 以上で本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 それでは、これをもちまして、令和7年第2回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時2分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和7年2月25日

議 長 宮 澤 史 明

署名委員 林 春 政

署名委員 朽 原 仁